

埼玉県立大学の学章制作業務委託仕様書

1 業務名

埼玉県立大学の学章制作業務委託

2 目的

埼玉県立大学の創立20周年を契機に本学の知名度・信頼度をより一層向上させるとともに、大学ブランドを高めていくため、本学を象徴し、本学の伝統や理念を表した学章を制定する。

3 契約期間

契約締結の日から平成31年1月31日まで

4 契約金額の上限

500,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

5 業務内容

- (1) 埼玉県立大学の学章制作業務（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、埼玉県立大学を象徴する学章デザインの制作を行う。
- (2) 受託者は委託者から指示があった場合には、本学と協議の上、学章デザイン案の修正を行うものとする。

6 納品について

- (1) 学章デザインは、CD-R 又は DVD-R に保存して提出する。
- (2) 学章デザインのデータは JPEG 形式、PDF 形式及び Adobe Illustrator で編集可能なファイル形式の3種類とする。
- (3) 学章デザインに係るガイドライン（デザインの縦横比、カラーの指定等を記したもの）作成し、提出する。
カラーの指定は印刷用とWEB用の2パターンとする。

7 納入場所

埼玉県立大学事務局（埼玉県越谷市三野宮820番地）

8 納入期限

本学が指定した期日

9 権利の帰属

学章デザインの商標登録をする権利及び著作権・使用权に関するすべての権利は公立大学法人埼玉県立大学に帰属するものとする。

また、著作者人格権は行使しないものとする。

10 契約に関する事項

(1) 契約書は、それぞれ2通作成し、公立大学法人埼玉県立大学及び受注者の双方が各1通を保有する。

(2) 契約書の作成に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

11 留意事項

(1) 学章デザインは、独自にデザインした国内外未発表で類似作品のない自作品に限る。第三者の著作権、肖像権、登録商標その他いかなる権利も侵害するものでないことに留意すること。

(2) 受託者は本業務を第三者に再委託してはならない。

(3) その他に必要となる事項及び業務は、委託者の指示のもとで行うものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。